

極秘 1

オ  
ノ  
回

第6次日韓全面会談の一般請求権  
小委員会第1回会合

昭36.10.27  
北東アジア課

1. 一般請求権小委員会第1回会合は、10月  
27日午前10時から10時30分まで、霞  
友会館において、次のとおり双方委員出席の  
下で開催された。

日本側出席者

- |     |                 |        |
|-----|-----------------|--------|
| 主査  | 大蔵省理財局長         | 宮川 新一郎 |
| 副主査 | 次長              | 吉岡 英一  |
|     | 外務参事官           | 卜部 敏男  |
| 補査  | 大蔵省理財局総務課長      | 亀徳 正之  |
|     | 外債課長            | 桜井 芳雄  |
|     | 管財局管理課長         | 本間 英郎  |
|     | 理財局外債課<br>事務官   | 金子 知太郎 |
|     | 外務省条約局法規課長      | 小木曾 本雄 |
|     | アジア局北東<br>アジア課長 | 前田 利一  |

補佐	外務省条約局法規課 事務官	小和田	恒
〃	〃 アジア局北東 アジア課事務官	杉山	千万樹
〃	〃 〃	渡辺	幸治
〃	〃 〃	久一	昌三

韓国側出席者

主席委員	弁護士	金潤	根
顧問	国家再建最高會議議長顧問	李漢	基
委員	韓国銀行副總裁	高範	俊
〃	産業銀行理事	洪升	熹
〃	韓国銀行參事	李相	徳
〃	外務部長官諮問委員	鄭一	永
〃	駐日代表部參事官	文哲	淳
〃	〃 囑託	李揆	現
〃	經濟企画院長秘書官	洪允	燮
〃	外務省政務局亞州課長	嚴永	達
〃	逋信部郵政局郵便貯金課長	金洛	天
〃	外務部政務局亞州課事務官	金太	智

## 2. 議事要旨

(1) まず宮川主査より日韓会談の議題の中で最も重要な問題である一般請求権問題について、その事実関係と法律関係を明らかにするのが本小委員会におけるわれわれに課せられた任務である。従つてわれわれの任務はどうしても法律的且つ技術的にならざるを得ないが、この点につき御理解をいただき、双方が誠意をもつて協力し合うことによつて、本小委員会の任務をできるだけ円満に且つ迅速に達成したいというのが、自分の心からの希望である旨の挨拶を行なつた。

これに対し、金主査より、今日日本側宮川代表以下皆様とこの会議で席を同じくすることになつたことを心から喜びとする。只今宮川代表も述べられたように、韓日間の懸案の中で請求権問題は漁業問題と並んで一番重要な問題となつている。従つてこ

の会談を開くに当つて、請求権問題が速かに且つ円満に妥結することにより韓日間の関係が友好的になる基礎となることを希望するとの趣旨の挨拶を述べた。

(2) 次に、宮川主査及び金主査よりおのおのの出席委員の紹介を行なつたが、その際、日本側は、このほか数名の委員が出席することあるべき旨韓国側は李漢基顧問が随時この会議に出席する旨の説明をそれぞれつけ加えた。

(3) 議事進行方法について、宮川主査より、従来例により用語は日本側は日本語、韓国側は韓国語をそれぞれ使い、通訳も従来どおり出す。議事録は必要ときは双方協議の上合意議事録を作る。新聞発表は双方担当官の間で打合せることにしてはどうかと提案、韓国側もこれに同意した。更に、報道担当官としては日本側前田委員、韓国側李揆現委員がそれぞれ指名された。なお

宮川主査より、今後できるだけ出席したい  
が自分としては非常に多方面にわたる仕事  
を担当しているので、やむをえず欠席する  
ような場合は吉岡副主査かト部副主査が自  
分の代理をする旨述べて韓国側の上承を求  
めたのに対し、韓国側もこれを上承した。

(4) 今後の会議の進め方について、宮川主査より、日本側としては第5次会談で韓国側請求の8項目のうち第5項目の(4)まで韓国側から事実関係の説明を受けた。従つてこの次は第5項目の(5)すなわち「韓国人の対日本政府請求恩給関係その他」の項について引き続き事実関係の検討を始めることが適当でないかと考える旨述べて、韓国側の意向をただした。金主査は、韓国側が第5次会談で説明した内容は非常に概略的なあら筋だけであるから、日本側の理解を一層深め、議事の進行をはかるために、韓国側としては第1項目から改めてくわしく説明したいと思うと述べた。これに対し、宮川主査は、委員会のメンバーも変つたことでもあるので、韓国側の申出に賛成すると述べた。

(5) 今後の会議日程について宮川主査より、日本側としては今後週1回位開くことにし

たい旨及び次回を11月2日(木)午前10時からにしたい旨述べたところ、金主査は、週1回開くということについては異議はないが、時間について韓国側としては外務部との連絡の関係等もあつて是非午後にしたいと要望した。結局、今後は原則として週1回、午後2時から2.3時間会議を行なうこととし、次回は11月2日(木)午後2時から開くことを申合せた。

- (4) 新聞発表については、本小委員会においては今後の会議の運営方法について討議したこと及び次の会議からは、韓国側請求要綱の第1項目から討議することに合意した旨発表することを申合せた。